

掛川市規則第16号

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年8月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第7条中「前条の報告」を「前条の規定による報告」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職及び氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害ではないと認定した理由

第33条を第34条とし、第32条を第33条とし、第31条を第32条とし、第30条の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第31条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第27条に定めるところにより審査の申立てができる旨を教示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。